

令和3年7月29日

第7回

須崎市農業委員会総会 議事録

	会 長	事務局長	次 長	係
仰 裁				

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室1・2
2. 開会日時 令和3年7月29日(木) 午後2時
3. 出席委員 (農業委員8名) 中西会長 谷岡会長職務代理者  
鍋島委員 堅田委員 中村委員 山口委員  
谷脇(裕)委員 古谷委員  
  
(推進委員7名) 森田委員 宮田委員 谷脇(督)委員 森光委員  
三本委員 高橋委員 坂本委員
4. 欠席委員 (農業委員1名) 谷本委員
5. 出席職員 (事務局3名) 国広局長 竹下次長  
森本主幹
6. 議 事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について  
議案第2号 農用地利用集積計画について (諮問)

開会宣言	<p>国広局長</p> <p>只今から、令和3年第7回須崎市農業委員会総会を開催いたします。本日は11番谷本委員より、欠席の連絡をいただいております。</p> <p>それでは、会長よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>中西会長</p> <p>本日は暑い中お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>それでは日程第1、議事録署名人の選任についてでございますが、私の方で指名してよろしいですか。</p>
意見	<p>(異議なし) 多数。</p>
議事録署名	<p>中西会長</p> <p>それでは、本日の議事録署名人は5番 三本委員、6番 坂本委員よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>中西会長</p> <p>それでは日程第2、議事に入らせていただきます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>国広局長</p> <p>【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 番号1から番号3まで議案書をもとに朗読】</p>
補足説明	<p>竹下次長</p> <p>補足説明をします。番号1について譲受人は、市内の農業をされている方で、市外の譲渡人との贈与により所有権の移転のための申請になります。申請地は、下分の田で2筆合計822㎡になります。譲受人について説明します。譲受人の経営面積は、18674㎡、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン等を所有しており、水稻、ハウスでのミョウガ、露地野菜を作付けしています。農作業歴は、29年で、夫婦で農作業に年間300日程度従事しています。下限面積については、問題ありません。申請地を取得後は、水稻および露地野菜の作付けをする予定とのことなので周辺農地への影響についても特に問題ないと思われま。番号2について譲受人は、市内の兼業農家で、売買による所有権の移転のための申請になります。申請地は、安和の畑29㎡になります。譲受人の経営面積は、3145㎡、トラクター、コンバイン等を所有しており、水稻、露地野菜、栗、柿を作付けしています。農作業歴は、25年で、農作業歴40年の母親と2人で農作業に従事して</p>

	<p>おり、母親が年間250日、本人が100日の農作業に従事しています。下限面積については、問題ありません。申請地を取得後は、露地野菜の作付けをする予定とのことなので周辺農地への影響についても特に問題ないと思われます。番号3について、譲受人は、市内の農業をされている方で、売買による所有権の移転のための申請になります。申請地は、吾井郷の田1006㎡になります。譲受人の経営面積は、8444㎡、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン、乾燥機等を所有しており、水稻、みょうが、ししとう、ミカン、露地野菜を作付けしています。農作業歴は、17年で、農作業歴49年の父親と2人で農作業に従事しており、年間360日農作業に従事しています。下限面積については、問題ありません。申請地を取得後は、水稻の作付けをする予定とのことなので周辺農地への影響についても特に問題ないと思われます。以上番号1から番号3について、農地法3条第2項の各要件について問題なるものはないと考えます。</p>
議 長	<p>中西会長 関係委員の意見をお願いします。</p>
意 見	<p>4番 鍋島委員 番号1についてですが、譲渡人が東京に住んでいて、現在申請地を管理しているのは譲受人であり、問題ないです。</p> <p>7番 古谷委員 番号2については、譲受人自宅のすぐ前が申請地であり、使い勝手を考えた上での譲渡であり、問題はありません。</p> <p>10番 堅田委員 番号3についても、問題ないです。</p>
審 議	<p>中西会長 他にご質問やご異議があればお願いいたします。</p> <p>中西会長 特にないようですので、番号1から番号3について許可する事としてご異議ございませんでしょうか。</p>
採 決	<p>(異議なし) 多数</p>

議 長	<p>中西会長</p> <p>それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議については、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号、農用地利用集積計画について（諮問）の審議を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>国広局長</p> <p>【議案第2号 農用地利用集積計画について（諮問） 議案書をもとに朗読】</p>
補足説明	<p>森本主幹</p> <p>【整理番号R3-10から整理番号R3-16について別冊をもとに朗読】</p> <p>利用権設定については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に照らして各要件を満たしていることが必要なので説明をします。</p> <p>整理番号R3-10およびR3-11については、借受人の主たる経営作物はしょうがで、構成員は2人、うち2人が専従者となっております。</p> <p>整理番号R3-12については、借受人の主たる経営作物はみょうがで、構成員は3人、うち1人が専従者となっております。</p> <p>整理番号R3-13については、借受人の主たる経営作物はみょうがで、構成員は2人、うち2人が専従者となっております。</p> <p>整理番号R3-14およびR3-15については、借受人の主たる経営作物はきゅうりで、構成員は5人、うち2人が専従者となっております。</p> <p>整理番号R3-16については、借受人の主たる経営作物はしょうがで、構成員は1人、うち1人が専従者となっております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号要件は、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることとなっており、農業による自立の意欲、能力が認められるなど、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、適合すると考えます。第2号イ農用地のすべてを効率的に利用することの要件、第2号ロ農作業に常時従事することの要件につきましても、適合すると考えます。第3号の要件は、整理番号R3-10、R3-11は、農地所有適格法人以外の法人のため、第3号イ他の農業者との適切な役割の下に農業経営が認められること、第3号ロ法人の内、1人以上が耕作または養畜の事業に常時従事していることが必要ですが、いずれも登記簿や定款で確認した結果、適合すると考えます。整理番号R3-12からR3-16については、第3号の要件の対象ではありません。第4号の規定で対象農地の所有権等の権利を有する者のすべての同意について、整理番号R3-11からR3-16は所有権以外に規定する権利を有する者がいないため、対象ではありません。整理番号R3-10については共有所有</p>

	<p>の土地であり、所有権を有している者3名、うち2名の同意を得られており、対象農地について1/2を超える共有持ち分を有する者の同意を得られております。以上で、今回の申請7件について農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>利用権設定の申出書に、同意印と認印が押されていませんが、別途いただいております委任状に押印していただいておりますので、それをもって当事者からの申出としております。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>この件について、ご意見ご質問等ありますでしょうか。</p>
意 見	<p>2番 宮田委員</p> <p>整理番号R3-14、R3-15についてですが、二等米の相場はどれほどでしょうか。</p> <p>国広局長</p> <p>年によって変動はしますが、例年およそ30kg当たり6000円程度です。</p>
審 議	<p>中西会長</p> <p>他に何かございませんか。なければ承認することに決定しますがよろしいでしょうか。</p>
採 決	<p>(異議なし) 多数。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>ご異議ないようですので、議案第5号 農用地利用集積計画について(諮問) を承認することに決定し、答申することとします。</p> <p>以上で今回予定されていた議案は終わりましたが、他に何かございませんか。</p>
そ の 他	<p>竹下次長</p> <p>活動記録簿について</p> <p>農業者年金加入促進の研修会について</p>
閉会宣言	<p>中西会長</p> <p>その他、何かございませんか。</p> <p>ないようでしたら、以上で第7回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。</p>

閉会 午後 2時31分

その真正なることを証して署名する。

議 長

5 番

6 番